

仕 様 書

1. 委託業務名

令和6年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

2. 事業の趣旨

公募要領「2. 事業の趣旨」のとおり

3. 委託業務の内容

企画提案者は、下記（1）に記載のテーマの中からいずれか希望するものを1つ選択し、文化庁と共同で研究を行うものとする。共同研究の実施に当たっては、（2）に記載の条件を満たし、具体的な研究課題を設定すること。

※採択された場合、事業の実施に当たっては、文化庁と打ち合わせなどを通じ緊密に連携すること。

※採択件数は審査委員会での審査に基づき、変更になる場合がある。

※複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定することはできない。

（1）研究テーマ

① 諸外国の文化政策等に関する調査・研究

我が国における文化政策の企画立案及び充実に向けては、諸外国における文化政策等の最新の動向を把握し、比較検討することが重要である。文化庁では令和3年度から文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業の枠組みで諸外国の文化政策等に関する調査・研究を実施してきたところ、本研究では、諸外国（アメリカ、イギリス、大韓民国、ドイツ、フランス等）について、これまでの調査研究結果を踏まえ、最新の動向を調査し分析することで、我が国の文化政策のあり方について、検討すべき事項を提示する。なお、これらの国に加え、中国ほか、任意の国についても調査対象と含めることを推奨する。

研究にあたっては以下のことを考慮すること。

ア) 最新の文化政策動向、文化関係予算について調査・研究を行うこと。最新の文化政策動向については、特に、コンテンツ産業（音楽、出版、マンガ・アニメ、映画、ドラマ、ゲーム等）分野におけるクリエイターへの支援施策や、生成AI、Web3、NFT等の最先端技術の文化芸術分野における活用推進施策、若者世代の文化芸術鑑賞機会等向上のための効果的アプローチ（例：文化パス）、コロナ禍での

文化芸術分野における先端技術活用推進施策のその後等についても調査・研究を実施すること。

イ) 文化政策の議論だけでは解決が難しい要素については他分野の専門家の知見も交え多角的に検討し、我が国の文化芸術環境の改善に資する知見を提供すること。

② 文化財の維持管理に関する調査・研究

文化財については、「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月 文部科学大臣決定）に基づき、適正周期による保存修理を目指しているところ。文化庁では令和5年度「持続可能な文化財の保存活用の好循環に関する調査研究」において、文化財の維持修理や根本修理を実施するまでの間に必要十分な維持管理を適時に行うことによって、文化財の保存修理に係る総事業費を抑制していくことの有効性について検討を開始したところ。今後も、当該研究の成果も踏まえ、必要十分な維持管理を適時に行うことによる文化財の保存修理事業費の抑制に関する効果及び適切な維持管理の在り方について、検討・調査を更に進めていく必要がある。そのため、本調査・研究では、既存の調査（「文化財保存修理用資材（植物性屋根）の長期需要予測報告書」等）や、過去の文化財の保存修理事業の実績等を活用し、文化財の必要十分な維持管理の効果について分析を行いつつ、文化財の保存修理における維持修理・根本修理・維持管理の在り方の検討や、維持管理の効果的な実施手法・実施時期の検討などを行う。

③ 食文化における芸術上の価値等に関する調査・研究

文化庁では令和3年に無形の文化財に関する登録制度を設け、これまで文化財としての保護措置が十分に講じられてこなかった生活文化（食文化や書道等）に関し、登録無形文化財等への登録を通じて保護を図っていくこととした。

その際、文化財保護法では、無形文化財を評価する観点として、芸術上の価値及び歴史上の価値の2点を定めている。実際、芸能や工芸技術の学術研究では、これらの観点を含んだ研究によって文化財の価値評価が積み重ねられ、重要無形文化財の指定等に活かされている。

他方で食文化分野においては、学術研究の体系が文化財の価値評価という考え方に必ずしも沿っておらず、中でも芸術上の価値に関する研究は、大きく立ち後れている。

そこで本研究では、食文化における芸術上の価値等に関する調査研究を行い、国内外の情報を整理すると共に、我が国の文化財制度に沿った考え方を検討することで、無形文化財等の認定に資する知見の構築を目指すものとする。

なお、研究に当たっては以下の点を考慮すること。

- ア) 食文化の芸術性を読み取ることのできる事例及び食文化の芸術性に焦点を当てた学術的研究・評論等について情報収集を行うとともに、海外における事例とも比較することにより、我が国の文化財制度に沿った食文化の芸術上の価値に関する考え方を整理する。
- イ) 食文化史研究の既存の成果を踏まえ、我が国の文化財制度に沿った、食文化の歴史上の価値に関する考え方を整理する。

④ 消滅の危機にある奄美群島・沖縄の状況改善に資する汎用方言音声認識システムの研究開発

方言の音声記録を保存・継承のために活用するには、まず収録音声テキスト化し、共通語に翻訳する必要がある。しかし、収録音声のテキスト化には多くの時間を要し、専門知識が必要なため、収録したままで保管されている貴重な音声記録が多く存在し、活用されていない現実がある。これらの収録されたまま保管されている音声記録や新たに収録する音声記録の迅速な活用につなげ、消滅の危機にある方言の保存・継承に資するためには、日本語共通語や英語など既に実用化されている主要言語と同等の精度の音声認識システムの開発が求められている。

そのため、本事業において、音声記録がわずかな消滅の危機にある言語も含めた多様な言語のテキスト化に対応する汎用音声認識システムの開発を最終目標に据え、消滅の危機にある奄美群島及び沖縄県の諸方言を主たる対象として、方言別の音声認識システムではなく、複数の方言に対応する汎用音声認識システムの開発の可能性を検証する研究を行う。汎用音声認識システムの開発が実現すれば、消滅の危機度が高いと言われている世界各地の先住民族の言語の記録・保存に貢献でき、国連「国際先住民言語のための10年：2022年～2032年」の成果として発信できるものとなる。

なお、事業実施に当たっては、奄美群島及び沖縄県の諸方言以外の消滅の危機にある言語も対象に含めて検証することが望ましい。

(2) 実施条件

報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

- 提出部数 研究テーマ①及び② 20部
- 研究テーマ③ 50部

研究テーマ④ 電子データ一式（報告にはモデルの枠組み、学習させた音声、データ、実行例、処理結果、検証結果等を含むこと）

※研究テーマ①～③についても、Windows で読み取り可能な電子データ（CD-ROM または E-mail）によっても納品するものとする。

○提出先

〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁政策課文化政策調査研究室 bunka-chosa@mext.go.jp

4. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

5. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。